

◎新潟県告示第169号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

令和8年3月10日

新潟県新潟地域振興局長

- 1 解除予定保安林の所在場所
新潟県新発田市藤塚浜字石山海岸3584の2（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
飛砂の防備
- 3 解除の理由
指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を新潟県新潟地域振興局農林振興部及び新発田市役所に備え置いて縦覧に供する。）